

新型コロナウイルス感染症に対する小中学校臨時休校要請について

政府は2月27日、新型コロナウイルス感染症対策として全国の小中学校、高校や特別支援学校を来月の3月2日から春休みまで臨時休校にするよう要請することを表明しました。

そのことを受け本市は本日、市長、教育長、全市立小中学校校長で対応を協議した結果、「2月28日現在石垣市において感染者が発生していない」「陸続きの他市町村と異なり通勤や通学での流入人口がない」「児童生徒が公共交通機関を使って登下校していない（一部を除く）ため不特定多数との接触がない」「共働き家庭が多く児童生徒を長期間休ませる際の親の仕事への支障が大きい」等のような判断基準の下、石垣市立小中学校においては政府臨時休校要請の重要性を認識し下記のような最大限の予防対策を施したうえで休校しないことを決定いたしました。

- ・石垣市において新型コロナウイルス感染者が発生した場合は直ちに全校休校とする。
- ・児童生徒の保護者に対し、毎日登校前の検温実施を徹底する。
- ・国基準の症状（発熱・せき等）がある児童生徒は出席停止扱いとする。
- ・風邪やだるさ等体調不良、ぜんそく等持病を持っている児童生徒は自主的に休むことも可とする。（欠席扱いとしない）
- ・保護者の判断で学校を休ませることも認める。（欠席扱いとしない）
- ・沖縄本島等での大会等へ参加した児童生徒は帰島後2週間（14～15日）出席停止とする。
- ・沖縄本島等での研修等へ参加した教員は2週間（14～15日）出勤停止とする。
- ・学校内のテーブル、ドアノブ、手すり等の消毒を徹底する。
- ・大規模の集会等も自粛する。
- ・基本的には休校中という意識を持って部活動や課外活動等も一切禁止とする。

休校期間という扱いにおいて自主的な登校自粛についても欠席としません。

令和2年2月28日
石 垣 市